

承第2号

専決処分の報告及び承認について

三島市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第

179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項
の規定により報告し、承認を求める。

令和6年5月15日提出

三島市長 豊岡武士

三島市專第5号

専 決 处 分 書

三島市都市計画税条例の一部を改正する条例

三島市都市計画税条例（昭和31年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第2項とし、附則第4項を附則第3項とする。

附則第5項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第4項とする。

附則第6項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項中「附則第5項」を「附則第4項」に、「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「附則第5項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「附則第5項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第9項とし、附則第11項を附則第10項とする。

附則第12項中「附則第10項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項中「附則第5項及び第7項」を「附則第4項及び第6項」に、「附則第5項及び第8項」を「附則第4項及び第7項」に、「第6項、第8項及び第9項」を「第7項及び第8項」に、「附則第8項から第10項」を「附則第7項から第9項」に、「附則第10項」を「附則第9項」に、「附則第11項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第14項中「から第33項まで、第35項若しくは第46項」を「、第32項、第34項若しくは第45項」に改め、同項を附則第13項とし、附則第15項を附則第14項とす

る。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三島市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 6 年 3 月 30 日

三島市長 豊 岡 武 士

